

令和7年2月4日

「ト一横」等における青少年・若者の
犯罪被害等の防止に係る情報連絡会
(第4回)

東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課



「きみまも@歌舞伎町」の事業について

「ト一横」問題への対策については、「被害等のリスクを抱える若者」、「加害者となり得る悪意のある大人」、「被害場所等となり得る空間」の3つの視点から、実施している。

相談窓口
「きみまも@歌舞伎町」



適切な支援先につなげるため、相談を通じて信頼を築くための場所

ターゲティング動画、
イベントなどでの啓発



SNS、デジタルサイネージの活用や、イベント等で、幅広い世代へ注意喚起等を実施

行政・警察・民間支援
団体などとの連携



関係機関と情報を共有することで、それぞれの知見を活かし、官民一体となって対応

3つの柱により、「ト一横」における青少年・若者に対して、犯罪被害等の防止を図る。

相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用状況

① 利用者数の状況

- 想定以上の利用者数を受け、相談員の充実、登録制の導入等を実施
- 運営体制の強化を図ったことにより、以後、利用者数は安定的に推移

② 利用者の属性

- 青少年だけでなく、18歳から24歳の若者の利用も多い
- 東京都だけでなく、他道府県からも多く来所

③ 窓口利用の傾向等

- 開所時間前半での利用が多く、口コミによる来所が大半
- 登録制による本人確認等を通じ、支援がより円滑に

④ 相談から外部支援へのつなぎ

- 個々のニーズに応じて、様々な分野の支援へつないでおり、総合相談窓口としての機能を発揮

相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用状況

集計: 令和6年5月31日から令和6年12月28日まで

・利用者数(全体)

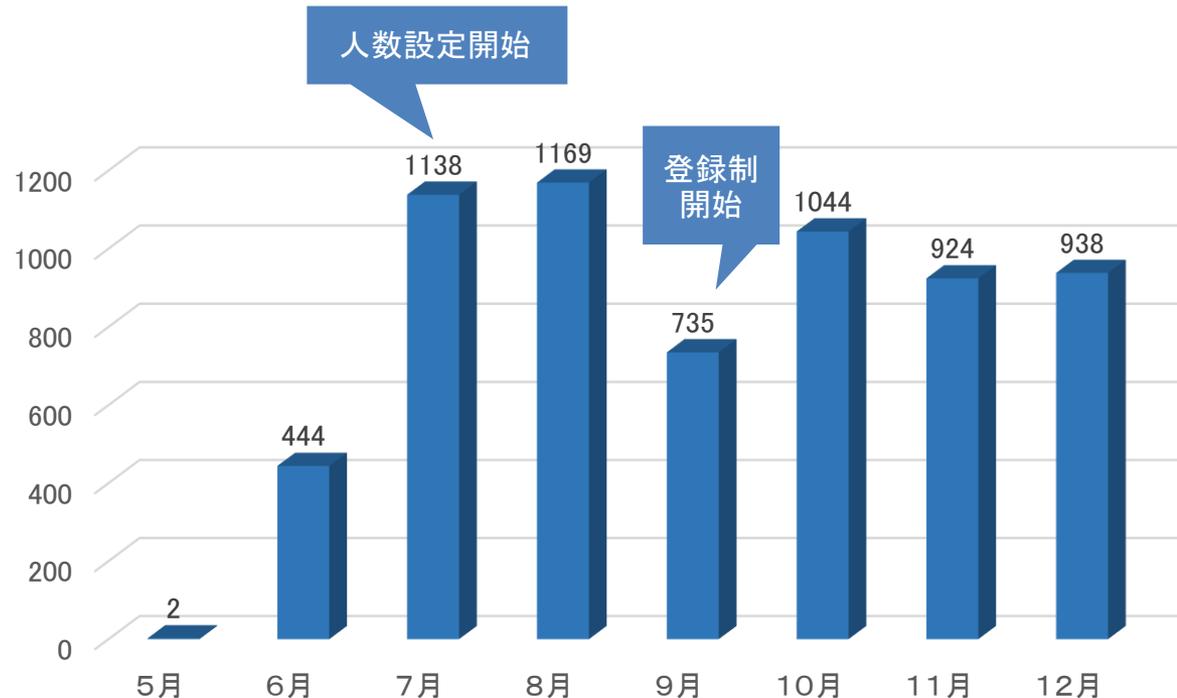
6,394人

※のべ数

〈運営の改善〉

- ・ 想定以上の利用者があり、利用者の安全確保や適切な相談対応の観点から、段階的に入室人数を設定
- ・ 一人ひとりの適切な支援に繋ぐため、相談員の充実など体制強化と併せて登録制を実施

・利用者数(月別)

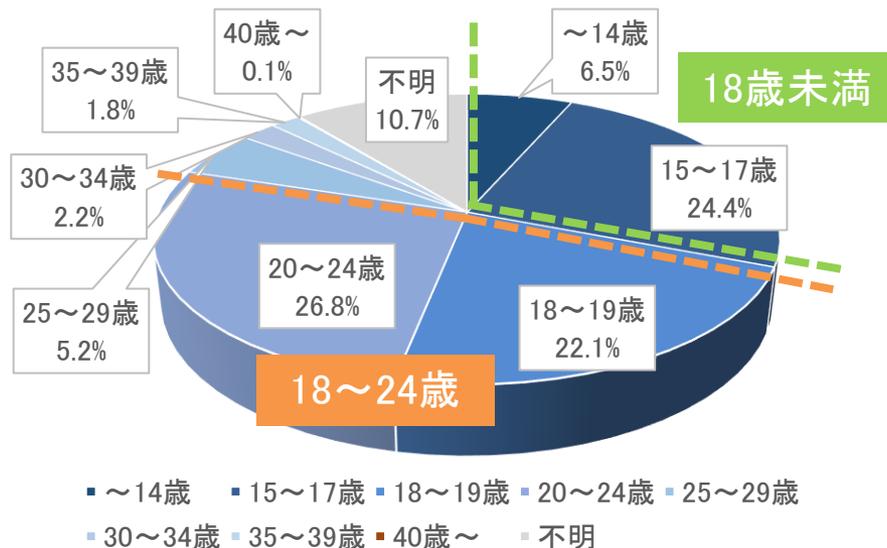


「ト一横」等における青少年・若者の犯罪被害等の防止に係る情報連絡会(第4回)

相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用状況

・年代別

※のべ数



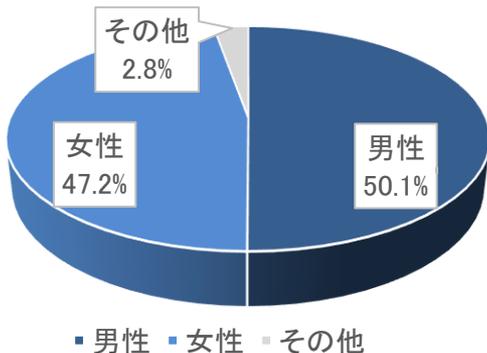
集計: 令和6年5月31日から令和6年12月28日まで

※統計の構成比の数値は、四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがある。

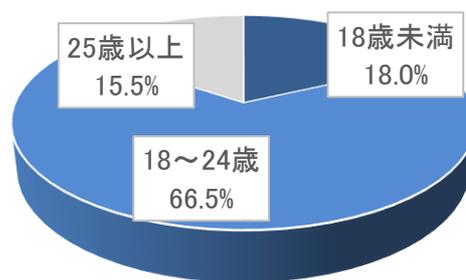
18歳未満が約3割
18歳~24歳が約5割

・性別

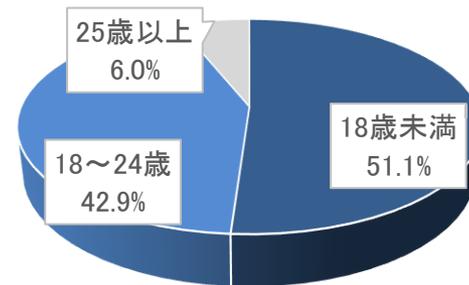
※のべ数



年代別(男性)



年代別(女性)



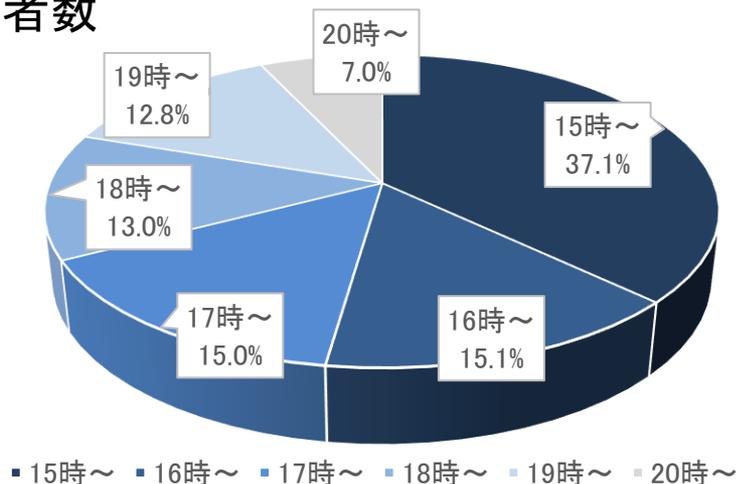
男女間でほぼ同率

男性は18~24歳の割合が高く、
女性は18歳未満が5割超 ※不明を除く

相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用状況

・時間帯利用者数

※のべ数



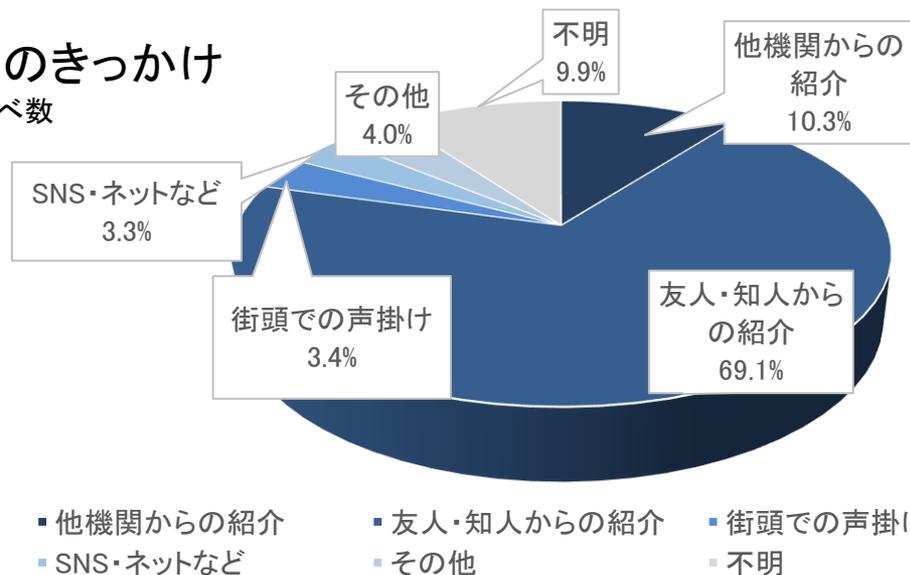
集計: 令和6年5月31日から令和6年12月28日まで

※統計の構成比の数値は、四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがある。

午後3時台の来所が37.1%と最も多く、続いて午後4時台は15.1%、午後5時台は15.0%と、開設時間前半の来所が多い。

・利用のきっかけ

※のべ数



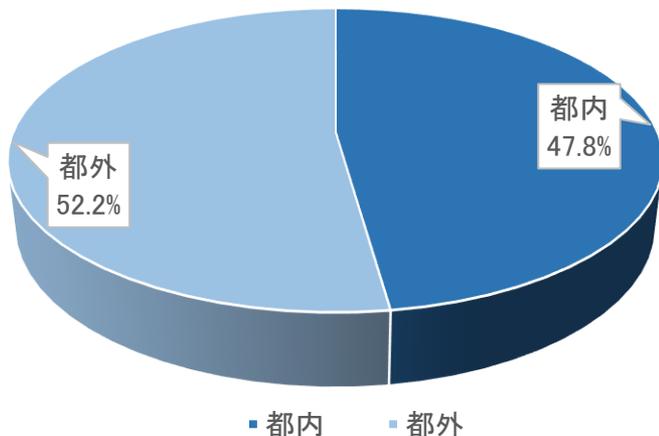
声掛けや他機関からの紹介も一定数あるが、友人・知人からの紹介が69.1%と大半を占めている状況

「ト一横」等における青少年・若者の犯罪被害等の防止に係る情報連絡会(第4回)

相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用状況

・居住地

※のべ数

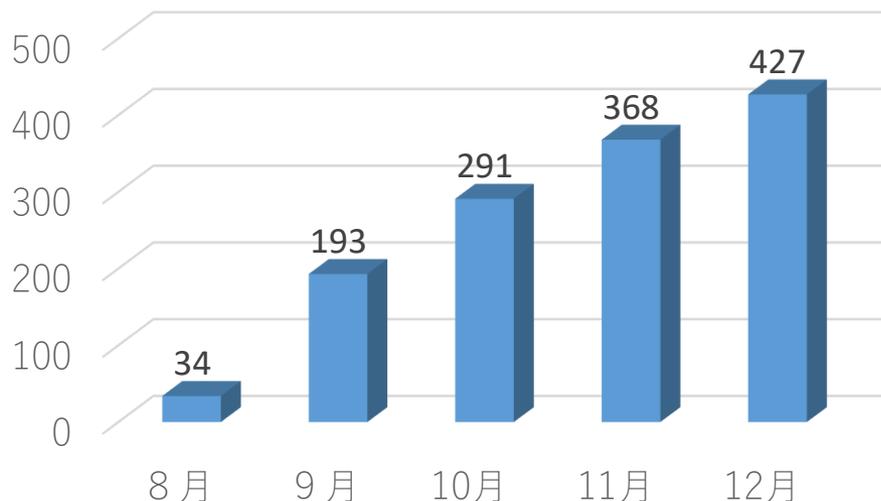


集計: 令和6年5月31日から令和6年12月28日まで

※統計の構成比の数値は、四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがある。

都外/都内は、ほぼ同率であった。

・登録状況の推移(累計)



登録時の確認状況により、東京都が最も多く、次いで、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府などからも来所している。

「ト一横」等における青少年・若者の犯罪被害等の防止に係る情報連絡会(第4回)

相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用状況

集計:令和6年5月31日から令和6年12月28日まで

○傾聴を含めた相談件数(9月以降2,000件超)のうち、外部支援へのつなぎ状況

| 区分 | 5、6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|--------|------|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 生活福祉 | 0 | 4 | 1 | 4 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 就労・雇用 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 8 |
| 保健・医療 | 0 | 1 | 0 | 4 | 3 | 3 | 3 | 14 |
| 民間支援団体 | 0 | 1 | 1 | 5 | 3 | 4 | 4 | 18 |
| 警察 | 0 | 2 | 4 | 1 | 2 | 7 | 2 | 18 |
| 救急要請 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 児童相談所 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 2 | 1 | 9 |
| 教育 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 2 | 9 | 7 | 21 | 17 | 16 | 13 | 85 |

【主な事例】

- 生活保護～就労を含めた今後の生活について相談。生活保護の相談等に同行(10代男性)
- 居場所確保～トラブルに巻き込まれ、帰る場所もないため、宿泊施設を案内(20代女性)
- 就労支援～高校中退、芸能関係志望。ハローワークへ同行(未成年男性)
- 未成年保護～オーバードーズ等、不安定な状態にあるため、児童相談所へ通告・連絡(未成年女性)
- 希死念慮～リストカット痕有。「死にたい」旨を度々口にしていることから、警察に通報し、保護された(20代女性)

「きみまも@歌舞伎町」と関係機関・団体との連携

- 「きみまも」を利用する青少年・若者には、友人・家族とのトラブルや性被害、オーバードーズ、自傷、希死念慮、生活困窮など、多様かつ複合的な課題を抱えている者がいる
 - こうした課題には、運営受託者(やまて福祉会)の専門性のみでは対応しきれないケースも多く、都や区市町村など公的機関に加え、各分野のノウハウを有する民間団体との連携が不可欠
- ⇒ 東京都(都民安全推進部)とやまて福祉会を中心に、NPO等との幅広い協力関係を構築

連携している分野

生活困窮・居住支援、居場所・シェルターの提供、若年被害女性支援、若者相談、自殺対策
薬物依存対策、保健医療、子ども食堂、外国にルーツをもつ者への(多言語)対応 など

連携している機関・団体の例

- ・ 区役所・市役所の生活福祉部門
- ・ 東京都若年被害女性等支援事業の補助事業者など、女性や性被害者を支援する団体
- ・ 自殺対策を推進し、自殺予防・防止のための啓発活動を行っているNPO
- ・ ハームリダクションの観点から、薬物依存者に対する支援を行っている団体
- ・ 未成年利用者の居住自治体の児童相談所
- ・ 多言語相談・通訳など、在住外国人等との多文化共生を推進する団体 など

「きみまも@歌舞伎町」と関係機関・団体との連携

主な連携事例

【関係団体意見交換会】

- ・「きみまも」の運営及び青少年・若者の状況などについて情報交換し、連携を強化
- ・第1回(9月)及び第2回(11月)は、各15団体が参加し、熱心に意見を交換

【参加型プログラム】

- ・きみまもぶっちゃけトークの日
- ・きみまもクリスマス会 など、連携団体等との共同企画を随時実施



【職員向け研修など】

- ・薬物依存や希死念慮等について、専門性のあるNPOによる相談員への研修・助言を実施

【個別ケース対応】

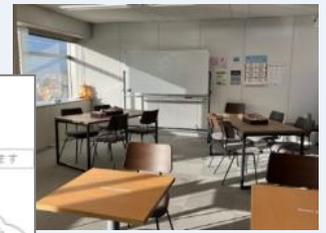
- 閉所後に帰宅できない利用者への対応(居場所探し)について、若年女性支援団体と連携
- 街中で不安定な状況にあった若者を、連携団体のスタッフがきみまもに案内
- 利用者の生活困窮や住居、健康課題について、自治体生活福祉部門と連携して支援
- 未成年利用者の見守りについて、児童相談所と情報共有
- 発熱等体調不良者の受診について、地域の医療機関(無料低額診療事業)と連携
- 日本語の不得意な外国ルーツの若者からの聞き取りについて、遠隔通訳を活用
- 連携団体のポスターやリーフレットを設置し、必要に応じて個別に情報提供

「きみまも@歌舞伎町」におけるイベント開催

- 「ト一横」に集まる青少年・若者の中には、友人・家族とのトラブルや性被害、自傷、生活困窮などの課題(生きづらさ)を抱えており、心身が不安定な状況にある者がいる
- 「きみまも」において、通常の相談に加えて参加型のプログラムを実施し、様々な体験の機会等を提供することで、利用者の自己肯定感の向上やリスクの低減を図っていく

例1 「きみまも ぶっちゃけトークの日」

- NPO法人ライフリンクとの共同企画
- 何でも自由に話せる「みんなでトーク」とものづくり(オリジナルスタンプづくり、習字、ビーズ細工)を通じ、生きづらさの解消を図る
- 11月、12月の2回で計13名が参加
- 参加者はトークやワークによく集中し、「他の人も苦しいのがわかってよかった」「考えが整理できた」など、多くが肯定的な感想を残した
- 運営側にとっても、通常の相談とは別の形で、利用者の課題をすくいあげる手立てとなった



「きみまも@歌舞伎町」におけるイベント開催

例2 季節ごとのイベント

- 行事等を通じて、利用者との距離を縮めるきっかけとするとともに、「ト一横」では感じ取ることが難しい季節感を楽しむ様々な体験を提供
- 温かさと手作り感を感じられる内容とし、利用者が感情等を発散できる仕組みも用意
- NPO等と協働することで、ノウハウを共有・活用するとともに、利用者が普段話さない様々な「大人」と話すことができる機会にも
- 準備・実施における利用者の参加を通じて、満足感や自信の向上も図っていく

【七夕】



- ・ 利用者が短冊に「願い事」を投稿
- ・ 恋愛関係などの書き込みが多かった
- ・ 参加イベントの第一歩に

【ハロウィン】



- ・ 「トリック オア トリート」の形式により、利用者の希望や不満をかぼちゃカードで共有
- ・ 飾り付けや利用者のコスプレにより、楽しくにぎやかな雰囲気

相談窓口以外の取組状況

SNSを活用したターゲティング広告

- ・ 青少年・若者に訴求力のあるタレントを起用し、同じ目線に立ち伝わりやすいショート動画を作成
- ・ 青少年・若者が多く使うSNSを活用したターゲティング広告を運用し、啓発ホームページへの遷移を促し、犯罪被害等の未然防止
- ・ 悪意のある大人に対しても同様の手法により、ターゲティング広告を運用し、ホームページと合わせて警告を実施(R6.7~R7.3)



青少年・若者向けホームページ



広告を運用したSNSの一例



悪意のある大人向けホームページ

イベント・講座形式での啓発

- ・ 青少年が犯罪被害等に遭わないよう、「ト一横」の実態などについて発信するイベントを開催し、タレントによるトークショーや民間支援団体による相談ブース等を展開。アンケートでは、悩みを相談する環境を求める声や、職業体験を通じて新しい発見や学びがあったとの声が寄せられた(R5.7、R6.11)
- ・ 大学生向けに「ト一横」における犯罪事例等を紹介し注意喚起する出前講座を実施(R6.7)



イベント特設サイト



大学生向け出前講座

相談窓口以外の取組状況

被害場所となり得る空間への対策

- ・ 青少年や若年女性が児童買春や売春の被害に遭っている実態を捉え、夏休み期間に合わせ、警視庁・新宿区・新宿ホテル旅館組合と連携
- ・ 歌舞伎町周辺のホテル等に対し、館内等に掲示するポスター及び従業員向けのリーフレットを配布し、注意喚起を実施(R6.7)



掲示用ポスター



従業員向けリーフレット

デジタルサイネージによる啓発

- ・ 青少年・若者が多く集まることが予想されるゴールデンウィーク期間中に、「ト一横」周辺のデジタルサイネージを使用し、犯罪被害等の防止に係る情報を発信(R6.4~5)
- ・ SNSを活用したターゲティング広告で作成したショート動画を用いて、視覚・聴覚の両面から、青少年・若者、悪意のある大人双方へ発信(R6.12~R7.1)



歌舞伎町界隈では危険な事案が発生

- Case1 20代男性が16歳少女にみだらなことをしたとして逮捕
- Case2 未成年が市販薬を過剰摂取して救急搬送された
- Case3 女性がホストから高額料金を乱暴に取り立てられた

放映した動画の一部

相談窓口以外の取組状況

情報連絡会の開催

「ト一横」を始めとする歌舞伎町界隈における青少年・若者の犯罪被害等の防止に資する情報を関係機関において共有すること等を目的として、情報連絡会を開催

- 第1回・・・令和5年10月30日 参加数：8団体・部署
- 第2回・・・令和6年2月9日 参加数：11団体・部署
- 第3回・・・令和6年8月29日 参加数：11団体・部署



歌舞伎町周辺のパトロールへの参加

「ト一横」問題や大久保公園周辺の売春対策に係る防犯活動の一環として、地元自治会及び新宿区、警視庁等と連携し、歌舞伎町周辺におけるパトロール活動を定期的実施

(R5.10～月8回程度)



「ト一横」で警視庁が検挙した主な事件

○令和3年～児童買春、児童ポルノ禁止法

青少年への性被害について

○令和4年～詐欺(不正宿泊)・児童買春、児童ポルノ禁止法
・児童福祉法・東京都青少年育成条例

青少年を不正に宿泊させる詐欺行為も問題に

○令和5年～風適法・医薬品医療機器等法
・東京都青少年育成条例

オーバードーズ、未成年者を風俗営業店に立ち入らせるなどの問題も発生

○令和6年～不同意性交・未成年者誘拐・風適法・詐欺(不正宿泊)
・職安法・医薬品医療機器等法・粗暴行為・児童福祉法
・児童買春、児童ポルノ禁止法・東京都青少年育成条例

上記に加え、未成年者誘拐、悪質ホストクラブの問題や反社会的勢力の粗暴行為も発生



歌舞伎町シネシティ広場

青少年・若者が、より多様なリスクにさらされている

今後の取組の方向性について

①実態を踏まえた対策

「ト一横」に来訪する青少年・若者の問題の背景には、家庭や生活困窮、心や体の悩み、虐待、いじめなど、様々な理由があると考えられることから、実態を踏まえ、地域や家庭、学校、各分野の行政・団体などと連携した対策が必要

②犯罪被害等の防止

悪意のある大人から犯罪に巻き込まれるなど、搾取のターゲットになり得る者が多くいると考えられることから、「きみまも@歌舞伎町」が、青少年・若者にとって安心できる拠り所となることが重要

③支援の拡大

一定数の来所があったが、今まで相談窓口を利用していない青少年・若者にも利用してもらうため、関係機関・団体などと協力して、継続した各種取組や声掛け、啓発が必要

④運営体制の充実など

都内・他道府県から来所する多くの青少年・若者を受け入れるため、相談窓口の運営体制を充実させるとともに、他の自治体とも情報共有することが必要

様々な関係機関が連携し、より幅広く支援につなげていくことが必要